

京都市告示第45号

京都市都市公園条例（以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、平成十六年4月1日から平成17年3月31日まで、岡崎公園野球場、岡崎公園テニスコート、一乗寺公園野球場、岩倉東公園野球場兼運動場、朱雀公園野球場兼運動場、東野公園野球場、勧修寺公園野球場兼運動場、勧修寺公園テニスコート、殿田公園野球場兼運動場、吉祥院公園野球場、吉祥院公園球技場、上鳥羽公園野球場、西院公園テニスコート、牛ヶ瀬公園野球場、小畑川中央公園野球場兼運動場、小畑川中央公園テニスコート、三栖公園野球場、三栖公園テニスコート、下鳥羽公園球技場、伏見公園野球場兼運動場、桂川緑地久我橋東詰公園第1球技場、桂川緑地久我橋東詰公園第2球技場、桂川緑地久我橋東詰公園第3球技場、桂川緑地久我橋東詰公園運動場兼ソフトボール場及び桂川緑地久我橋東詰公園テニスコート（以下「有料公園」という。）の管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本 頼 兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都市体育協会	京都市右京区西京極新明町1番地京都市体育館内	1 条例第7条第1項の規定による使用の許可に関すること。 2 有料公園の施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、有料公園の管理等に関し、市長が必要と認める事項

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）